

平成21年8月17日

事業主 各位
加入員 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

厚生年金保険の被保険者原簿と基金の加入員原簿の記録の整備等に関する事務取扱いとその手順について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素からご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

いわゆる社会保険庁（以下「社保庁」と略します。）の年金記録問題に端を発した厚生年金保険の被保険者原簿及び基金の加入員原簿の記録の整備に関しては、関係法令が施行され、これに伴い行政当局から当該諸通知が発出されたところです。

これを受けて、当基金では社保庁の被保険者原簿と基金の加入員原簿の記録を突合せのうえ、当該記録を【別添】の手順で、順次整備いたしているところです。

一方、当基金の設立事業所の事業主の皆様を始め、加入員並びに年金受給権者の皆様には、常日頃、適正な届出につきまして、多大なご尽力とご協力をいただき、感謝の念に耐えません。

つきましては、このような事情をご賢察のうえ、下記（事業主、加入員及び年金受給権者の皆様に影響がある事項）の事務の取扱い並びに【別添】の処理手順をお知らせいたしますので、一層のご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。

併せて、加入員の皆様にも、本件につきまして、ご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、当基金ホームページ（ウェブ）に、当該通達及び当基金の関係通知（お知らせ）を掲載しておりますので、本書と併せてご高覧くだされば幸甚に存じます。

記

1. 年金記録の突合事務に関する事務の取扱い

(1) 適用（加入員記録の管理）事務

①基金の設立事業所の役職員（厚生年金保険の被保険者）は、すべて基金の加入員となることから、厚生年金保険と基金双方の記録の整合性を図るため、厚生年金保険法第128条の届出を改めて周知するよう行政指導がありました。

万一、所定の手続きを経ても、なお適正な届出がされず、止むを得ない場合には、基金はホームページ等に公表のうえ、当局を通じて国会に報告する義務を課せられました。

②従前からの事業主の届出に加え、社保庁からの記録の訂正通知並びに加入員及び加入員であった者（以下「加入員等」という。）からの記録の訂正の申出に基づき、加入員原簿と突合せのうえ、必要に応じて所要の訂正を行い、事業主及び（事業主を通じ又は直接）加入員等に通知することとされました。

③加入員記録の突合せの結果記録不整合がある場合には、基金は事業主（又は加入員等）にご事情を照会いたし、必要に応じて、事業主（又は加入員等）から証拠書類等をご提出いただく場合があります。

(2) 給付（年金の裁改定又は一時金の裁定）事務

- ① 加入員記録に不整合が生じた場合は、適正な記録であるか否か確認（必要に応じて、記録を整備）いたすまでの間、裁定手続きを保留とし、標準処理期間（基金だより2009年3月号№160中10頁参照）を超える場合があります。この場合は、予め当基金の担当者からご連絡いたします。
- ② 既に裁定済の給付（年金又は一時金）であっても、加入員記録に不整合が判明した場合は、適正な記録であるか否か確認（必要に応じて、記録を整備）のうえ、原裁定（当初の裁定）を取り消しのうえ、再裁定する場合があります。この場合は、予め当基金の担当者からご連絡いたします。
- ③ 既に裁定済みの年金給付であっても、当基金未加入の被保険者期間の記録に不整合が判明したことによって、社保庁（社会保険業務センター）から**在職老齢年金（*）**に関する再裁定の情報が基金に通知され、当時の支給額を正す必要がある場合には、原裁定（当初の裁定）を取り消しのうえ、再裁定する場合があります。この場合は、必要に応じて当基金の担当者からご連絡いたします。

* **在職老齢年金**は、年金月額 \ll （老齢厚生年金額＋基金代行年金額） \div 12 \gg と総報酬月額相当額 \ll 標準報酬月額＋年間賞与累計額 \div 12 \gg と政令で定める額 \ll 65歳未満の低在老は28万円、65歳以上の高在老は48万円 \gg 及び法令によって定められた支給停止基準額等によって、支給額を算出します。

2. 本件に関する通達等の当基金ウェブにおける掲載ページ（参考）

- (1) [HOME](#) > [当基金の事業](#) > 広報のバックナンバー > (行政庁)通牒・通達

http://www.press-pf.com/work/member/back-number/back_number.html#tsuutatsu

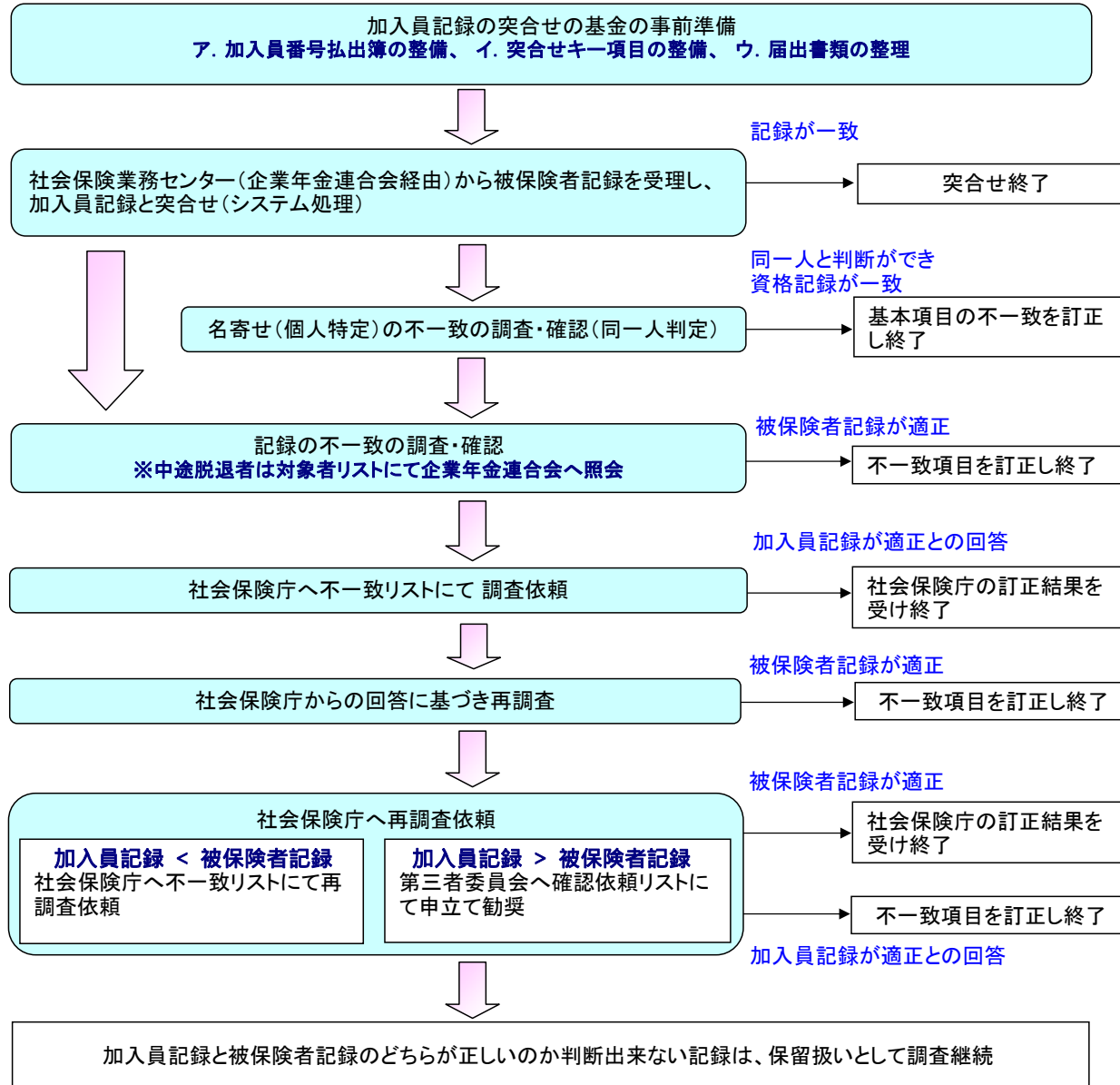
- (2) [HOME](#) > [当基金の事業](#) > 広報のバックナンバー > (基金)通知（お知らせ）集

http://www.press-pf.com/work/member/back-number/back_number.html#kknnotice

以上

厚生年金基金の加入員原簿の記録整備の手順

【別添】



個人を特定する突合せキー項目

- ①氏名(漢字、フリガナ)
- ②生年月日
- ③性別
- ④加入員番号
- ⑤基礎年金番号(旧、年金手帳の記号番号)
- ⑥事業所番号
- ⑦厚生年金保険被保険者整理番号
- ⑧住所